新居浜市総合教育会議設置要綱 (案)

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等 を共有し、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、新居 浜市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

- 第3条 会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するとき は、市長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。 (意見聴取)
- 第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定によるときは、公表しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務は、企画調整担当課で処理する。ただし、総合教育会議の開催、新 居浜市の教育に関する総合的な施策の大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任 又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、平成27年4月 日から施行する。